

2 指導の重点

(1) 各教科、「特別の教科 道徳」、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等

ア 各教科

- ① 適正な学習習慣の形成を系統化した「三小の学習規律と生活指導の手引き」を活用し、学習サポーター等の町会計年度任用職員を含めた全教職員で指導の統一を図る。
- ② 児童一人一人の実態を把握し学力の向上を図るため、国・都の学力調査並びに町独自の学力調査、東京ベーシックドリル診断テストの結果を分析・考察しながら、カリキュラム・マネジメントの視点から授業改善推進プランを作成し、授業改善推進、評価・改善を行い学力向上を具体化する。
- ③ 基礎・基本の徹底を図るとともに、児童にとっては「学習の個性化」を図り、教員にとっては「指導の個別化」を行う等個別最適な学びを推進していくとともに、協働的な学習を通して、将来一人では解決できないことを多くの人と協力して解決を図ろうとする素地を養う。
- ④ 学習指導要領に則り、各教科等の年間指導計画を適切に作成する。また、6つの視点と指導と一体化した評価を押さえ、週ごとの指導計画を作成する。
- ⑤ 各教科等の「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を押さえ、単元を見通した一単位時間の授業のねらいを明確にした指導を行う。
- ⑥ 全ての学習活動を通して「主体的・対話的で深い学び」を実現する。そのため、1単位の授業時間に「話し合う」「意見を言う」学習活動を必ず入れ、多面的・多角的な考えや、自分の考えを、筋道を立てて表現する等、各教科の特性にあった見方・考え方を働かせた学習活動を行う。
- ⑦ 朝学習、放課後補習、「学びのテーマパーク」を計画・実施し、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る。学習用タブレット端末を使用しeライブラリや「東京ベーシックドリル（デジタル版）」の積極的な活用を行い個に応じた学習支援を進めていく。
- ⑧ 第3学年以上で実施する算数科における習熟度別指導では、「東京方式習熟度別指導ガイドライン」に基づき、「補充的指導」「発展的指導」を効果的に取り入れ、個に応じた指導の充実を図る。学力調査の結果からB層以上の児童の増加を目指し、C・D層への丁寧な学習を行う。習熟度別指導教員を中心に、学年の取組や学習の定着状況等の実態を把握し、指導の工夫改善につなげる。
- ⑨ 第3学年以上の学年で国語辞典を教室に常備し、日常的に国語辞典を活用した学習を行う。
- ⑩ 第3学年以上の理科学習において、TT指導を実施する。実験・観察を重視した問題解決的な学習を展開し、問題に応じたきめ細かな指導を通して、科学的思考力の向上を図る。T2に理科指導に長じた講師を配し、T1とする教員の指導力向上を図るとともに校内の理科教育の充実を図る。
- ⑪ ICT教育の推進を図る。全学年でプログラミング的思考と活用力の育成を図るためプログラミング教育を実施する。高学年の理科と算数科でプログラミングを必ず取り入れる。また、Web会議システムを活用したオンライン授業、ハイブリット型授業の体制整備と授業実践を通じた指導法開発を推進する。またオンライン授業訓練を学校行事へと位置付け確実に行う。
- ⑫ 瑞穂町校内研究推進校として、「主体的・対話的で深い学び」のある授業の実現を目指し算数科の研究を推進する。児童の課題解決型の学習を通し「思考・判断・表現」「応用」についての力を伸ばすことを重点とする。また、学習用タブレット端末の活用も併せて研究し、実効性のあるICT機器の活用について提案する。そのためにICT機器を日常的に授業や朝の会等で使う機会を増やしていく。またアプリの有用性を検証するとともに、その用途と活用についてICT支援員を始め、教育委員会と連携を図っていく。
- ⑬ OJTによる人材育成の一つとして、職層を生かした指導体制を日常的に機能させる。校内における授業公開週間を設定し、若手教員の指導力向上にベテラン教員が積極的に参画する場としていく。東京都教職員研修センターの専門性向上研修等の研修会や町主催の研修等、一人1研修以上の申し込みをしOFF-JTを行う。その他教育研究会及び町の教育研

究会、基礎形成期の教員における指導教諭の模範授業の参観と校内OJTでの報告等を活用し、教員個々の実践的な指導力の向上を図る。

- ⑭ 家庭と連携した家庭学習の習慣を身に付けさせるために、「学年×10分」を基準とした学年共通の宿題の実施とともに、地域学校協働本部による「学びのテーマパーク」を年間2回実施、「ノートまとめコンクール」への参加を実現し、児童に自ら課題を見だし取り組む自主学習力を育む。

イ 特別の教科 道 徳

- ① 道徳教育及び道徳科の全体計画、年間指導計画に基づき、全教育活動を通し、児童がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。道徳科では、「自律」「友情・信頼」「伝統と文化の尊重、国や領土を愛する態度」を重点項目とする。
- ② 道徳教育推進教師を中心に道徳研修を実施し、道徳の授業力の向上を図るとともに、道徳授業地区公開講座を実施し、講演会・意見交換会を通して、学校・保護者・地域が一体となって児童の豊かな心の育成を図る。
- ③ 挨拶の励行、「くん・さん」を付け呼称等、人権を尊重した言葉遣いをはじめとして、自他共に大切にしようとする心の醸成と道徳性を育てる。

ウ 外国語活動・外国語科

- ① 第3・4学年で年間35時間の外国語活動を実施し、外国語によるコミュニケーションの素地を育成する。具体的な課題を設定し、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、目的や場面、状況などを意識して活動を行わせる。
- ② 第5・6学年で年間70時間の外国語科を実施し、外国語によるコミュニケーションの基礎を育成する。英語に慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの基礎的な技能を、身に付けるようにする。
- ③ デジタル教科書等視聴覚教材を活用しHRTによる授業の充実を図る。また、ネイティブスピーカーによる外国語の発音に触れさせたりや英語によるコミュニケーション力を育成するためALTを効果的に活用する。
- ④ 第5学年に、未来のグローバル人材育成の一助とするためにTGGGSにて世界の多様な人々とつながる体験を行う。

エ 総合的な学習の時間

- ① 思考力・判断力・表現力を育成するとともに、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を図る。そのために、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行う。 I-2(2)4(5)
- ② 他教科等と横断的な関連付け、地域行事等や生活体験の活用を取り入れた年間指導計画を作成する。学校独自に校内研究で開発した探求的な学習過程、思考ツールを活用し学習の充実を図る。
- ③ 学期1回以上、地域人材との交流、資源活用を図る。学習用タブレット端末等、ICT機器を活用した直接交流以外の交流方法も取り入れ学習を進める。
- ④ 第5学年では臨海学校、第6学年では移動教室での体験活動を通して、自然を守るための意欲の向上や課題解決能力を育成する。

オ 特別活動

- ① 学校行事や学級活動、縦割り班活動、その他の特別活動全般を通して、相互に協力し、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てるとともに、自己の良さや、生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。
- ② 児童会や委員会活動では、話し合い活動や主体的な活動等を通して集団の一員として毎日の学校生活の充実を図ろうとする実践的な態度を育てるとともに、地域に積極的に関わる態度を育てる。
- ③ クラブ活動(年10回)では、第4学年以上の小集団において、共通の興味・関心を追求する活動を通して、児童自らが主体的に活動する意欲を高め、実践的な行動力を育成する。また、異学年の交流を通して、協力することの大切さや喜びを味わわせ、社会性を育む。

(2) 特色ある教育活動

ア ふるさと学習「みずほ学」

- ① ふるさと学習『みずほ学』年間指導計画を作成し、「知る」「かかわる」「する」学びを推進する。また「みずほ学」型学習過程と、学校独自に校内研究で開発した探求的な学習過程を活用し、ふるさと「みずほ」を誇りに思う児童を育成する。
- ② 「まちの先生リスト」、校内作成の「人材リスト」を有効活用し、東京狭山茶、シクラメン等地域産業の体験学習や、昔遊び、瑞穂音頭等伝統的な文化を学んだり、企業と協同的に取り組む「宙学」を行ったりする学習に取り組み、郷土を愛する児童を育てる。
- ③ 1年生から3年生で「みずほカルタ」を活用し、4年生から6年生で、瑞穂検定に挑戦する。地域のよさを生かした学習を通し、地域を愛する心情を育てるとともに、自己の生き方を考える学習を展開する。
- ④ 5年生の「みずほ小中学生議会」、6年生の「平和の語り部」「平和のメッセージ」、委員会による「アンネのバラ」の栽培を「みずほ学」と通して、児童が瑞穂町を創る喜びを感じたり、理想とする未来を構想したりすることができるようにする。
- ⑤ 学区内にある郷土資料館（けやき館）を積極的に活用し、瑞穂町の歴史や文化や自然について学ぶ学習を計画的に進めていく。小学校6年間の学びを中学校3年間につなげていけるように体系化していく。

イ 特別支援教育の推進

- ① 特別支援教育コーディネーターと特別支援教室巡回指導教員、学年担当、心理職、主任養護教諭、管理職を中心に、校内委員会を定期的に実施し、児童の情報交換や配慮を要する児童への具体的な支援の方策等を話し合う場をもつ。
- ② 特別支援教育校内全体会を年3回行う。年度当初と年度末に要配慮児童の実態と指導方針、成果と課題を確認する全体ケース会議、夏季休業中に教職員の特別支援教育についての理解を深めるための研修を実施する。
- ③ 通常学級担任と特別支援教室担当教員が日常的に連携し、個別指導計画や学校生活支援シート（個別の教育支援計画）に基づいた通級指導を行い、相互に授業参観を行ったり、計画的に教育支援員等を活用したりすることで、個々の児童に応じた指導の充実を図る。
- ④ 特別支援教室の取組を、学校便りやホームページ、学校公開時の教室公開・相談コーナーの開設、保護者会毎の説明等を通して、地域や保護者へ積極的に発信し、特別支援教育への理解を高める。
- ⑤ 特別支援教育の動向を知り、ユニバーサルデザインに基づいた指導や学習環境の整備、性同一性障害、SOG I（性的指向や性自認）やLGBTQ（性的少数者）の理解や配慮等特別支援教育に係る理解と支援の充実を図る。
- ⑥ 入学予定児童やその保護者の不安等を受け止め、円滑な入学を実現することを目指し、入学予定児童の引継ぎのための聞き取りを町内の幼・保職員と行う。
- ⑦ 年3回の教育相談日「ほっとタイム」を設け、保護者の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー、町専任相談員、子ども家庭支援センター「ひばり」、瑞穂町保健センター、立川児童相談所等と連携し、適宜ケース会議を開催しながら組織的に対応していく。
- ⑧ 子供を取り巻く多様な問題に対する理解と適切な対応をしていくために、スクールカウンセラーや町専任相談員、SSWとの連携を密とし、子供の軽微な変化も見逃さないように組織で対応を心がける。

ウ 健康な心と体づくり

- ① 体力テストの結果を分析して児童の体力と生活習慣をさらに高める指導の工夫を推進する。体育科や学校行事等を通じた体力づくりに取り組むとともに、校庭の芝生を活かした体づくり運動を年間で実施し、日常的に運動に親しむ児童の育成と体力向上を図る。
- ② 体力向上に向けた取組として、みんなで走ろう集会・持久走大会を開き、体力の向上に努める。
- ③ 「体力向上推進計画」を作成、推進し、年間を通して児童の体力向上に向けた取組を進めていく。ニュースポーツの導入

等に取り組み、児童に運動の楽しさを味わわせ、すすんで運動に親しむ児童を育成する。

- ④ 東京2020オリンピック・パラリンピック教育5年間の取組を振り返り、「瑞穂第三小学校2020レガシー」を構築する。各学年において、オリ・パラ学習ノートを効果的に活用し、学習の深化を図っていく。またオリンピック・パラリンピアンを招聘し、交流を通してスポーツ志向を高めるとともに、障害者理解を深めていく。
- ⑤ 伝統であるなわとび運動・なわとび検定を「一校一取組」に位置付け、自己の目標をもって取り組む力を育てる。また、年間を通して児童が粘り強く努力し、自己の成長を実感できるように働きかける。
- ⑥ 体育科の学習では芝生を活用し、体づくりの運動を通年で実施する。芝生の特徴を生かした指導と体づくり運動等の推進を図り、体力の向上を図る。また、芝生維持管理団体三小グリーンサポートと連携して、児童が除草や芝刈りなどの維持管理活動に積極的に参画する場を設定し、芝生を大切にすることと自然環境保全に対する意識の向上を図る。
- ⑦ 保健室を要とし保健指導の充実を図る。健康教育の取り組みとしての6年生の保健指導に福生病院と連携した「がん教育」を行う。また、食に関する指導計画に基づき、食育リーダーを中心に羽村・瑞穂地区学校給食組合と連携し、健康的な食生活への意識と実践する態度を育てるとともに食品ロスに係る指導の充実を図る。
- ⑧ 水泳指導は、コロナ対策と両立を図るために1学期間とする。またコロナ対策と運動量確保のために1クラスずつの実施し体力向上を図る。
- ⑨ 全校で児童の健康と安全を守る。特に、新型コロナウイルス感染症等の予防では、関係諸機関と連携を密にし、対策を徹底する。また、緊急事態に際し、全職員が一丸となって迅速かつ組織的に対応し、適切な対応を行う。

エ 豊かな心を育てる活動

- ① 学校図書館の活用など全校的な読書活動（15分間以上）を通して豊かな情操を育むとともに、言語能力の向上を図る。毎週金曜日は朝読書とし、各学期1回2週間ずつの読書旬間を設定する。担任や上級生による読み聞かせ活動、ペア読書、お薦め本を紹介し合う読書郵便を行うとともに、親子読書等、家庭と連携した読書活動等を推進する。
- ② 第5学年において瑞穂町高齢者福祉課と連携した「認知症サポーター養成講座」、第6学年において「ハンセン病理解学習」を進め、人権意識を高めるための人権教育を児童の発達段階に応じて推進していく。 II-1(1) III-2(7)
- ③ 外遊びによる触れ合い活動を通して体力づくりや他を思いやりながら全身で楽しさを味わおうとする「健康な子ども」を育てる。また、異学年の交流活動を年間で計画的に実施し、下級生を思いやる心や上級生を敬う心と互いに認め合う心を育てる。
- ④ 円滑な小学校入学を目指し、町内の保育園、幼稚園と連携を図る。そのために、学校公開への町内幼・保職員の招待、低学年と就学前幼児の交流活動を行う。また、キャリアパスポートを作成し、円滑な校種間の引き継ぎを行う。

オ 開かれた学校づくり

- ① 学期に1回学校公開日として土曜授業を実施する。さらに、地域を支える地域関係者、祖父母を対象としたスマイル参観日を年に1回設定し、開かれた学校づくりを目指す。コロナ禍等、不測の事態となることを想定しオンラインの授業公開も視野に入れて取り組んでいく。
- ② 毎月の学校だより、学年だよりの発行、ホームページの更新による学校情報の公開と発信を行い、信頼される学校づくりを図る。また、地域学校協働本部と連携した活動として「アンネのバラの管理」を加え、地域住民の協力の輪を拓くとともに日常的な協力関係の基礎を築く。合わせて地域学校協働本部による人材活用や授業協力の体制を構築し、地域力を生かした授業作りから日常生活の学ぶ意欲の向上を図る。
- ③ 校内評価を年2回実施する。重点的に評価を得たい項目を精査し学校関係者評価、第三者評価を活用し実効性のある経営改善・充実を図る。また、改善の資料として保護者アンケートを実施する。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ① 生活指導夕会や学年会、職員会議で児童理解や指導方法を確認し、全学年・学級が同じ実践、同じ指導を行う。児童の

実態に即して月ごとに生活目標を掲げる。各学年・学級等に応じた目標を設定して児童の自己評価を実施し、よりよい生活を築く指導の徹底を図り、規範意識の醸成や、自立（律）を促す。

- ② いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題防止委員会を中心に、自他の命を大切にする指導の充実と未然防止を図る。また、ふれあい月間、年間3回以上のいじめアンケートを実施し早期発見のための実態把握と情報収集を行い、いじめの疑いのある案件には迅速、かつ組織的に対応し早期解決を最優先に組織的に対応する。全学級でいじめ防止の授業、いじめ防止プログラムを活用した教職員の研修をそれぞれ年3回実施し、日常的な指導の充実を図る。
- ③ 学校いじめ防止基本方針については、年度の初めに保護者会やHPを通して、保護者や地域へ周知していく。教員が保護者に説明できるように年3回の研修会の折にふれていくようにする。
- ④ 登校支援マニュアルに基づき、未然防止及び早期発見早期対応するため、不登校对委員会を中心に組織的な対応を図る。医療機関や適応指導教室等外部機関と連携した支援を図る。またSSWの配置を受け、家庭訪問等児童及びその家族との繋がりを絶やささないよう継続した指導を行う。また、学習支援として学習用タブレット端末を活用し、学習の質を高め、別室での学習においても、学校生活を体験できるよう、復帰に向けた支援を充実する。
- ⑤ 町専任相談員、スクールカウンセラーによる1学期中の全員面談、年3回の教育相談日（ほっとタイム）の設定等、校内のいじめ防止や児童、保護者からの相談体制を周知して、いじめ・不登校等人間関係にかかわる課題や心の問題の早期発見・未然防止のための迅速な対応を実現させる。
- ⑥ 個人面談や保護者会を通して保護者との連携を深めるとともに、学区内の就学前施設、民生児童委員、青少年問題対策協議会、シルバーポリス、学校サポートチーム、スクールガードリーダー、地域学校協働本部等と連携し、地域での児童の安全を確保するとともに社会的な規範意識とマナーの向上を図る。
- ⑦ 学校危機管理マニュアルを活用し、すべての教職員の危機管理意識を高める。様々な想定避難訓練の実施や「安全教育プログラム」「3・11を忘れない」「東京防災」「防災ノート」等を活用した安全指導を実施する。瑞中学区合同引き渡し訓練、不審者対応訓練、交通安全教室、情報モラル教室、薬物乱用防止教室、万引き防止教室等の安全教育を実施し危険を予知する力、自ら危機を回避する力を育成する。
- ⑧ 熱中症防止（予防・警戒的対応、発生時の緊急対応）について、学校危機管理マニュアルで教職員に周知徹底を図る。またWBGT計を使うとともに、表示や放送にて未然防止をしていく。
- ⑨ 生命尊重、人権教育の充実を図るため、SOSの出し方に関する教育、生命尊重教育を学年の発達段階に応じて実施する。情報モラル教育の推進を図るため「ストップ22 SNS学校・家庭ルール」を積極的に活用し、指導を強化する。教職員においては「みずほあったか先生」の一層の徹底を図り人権教育の範を示す。
- ⑩ 地域の子ども会や各種の社会教育団体等への参加の呼びかけや、社会教育行事への参加を奨励することで、児童の可能性を伸長するとともに、地域や社会の一員として貢献しようとする態度の育成を図る。
- ⑪ 保護者、警察、交通安全推進協議会、スクールガードリーダー等と連携して、道路の歩き方や自転車の乗り方や自転車乗車時にヘルメットを必ず着用し「自転車利用安全五則」を進んで守る等、交通ルールを遵守する児童を育成する。さらに、自転車損害賠償保険の周知と加入の推進を図る。

イ 進路指導

- ① 学習活動、学校行事等を通して、自分のよさに気付かせ、自尊感情や自己肯定感を育み、将来に夢や希望をもって努力し、すすんで学校生活を充実させようとする態度を育てる。
- ② 年間指導計画に基づいたキャリア教育を実施し、社会性、自主性・自立性、働くことへの関心・意欲等を育む。外部講師を招聘してのキャリア教育を推進し、社会で活躍している人の取組や立場、思いを理解し、望ましい勤労観や職業観の育成を図る。
- ③ 瑞徳中学校区の教職員の連絡協議会を実施し、授業参観や意見交換を行い、小・中学校が連携した学習指導や生活指導を推進していく。また、第6学年については瑞徳中学校と連携し、中学校見学を行い、進学に向けての希望をもたせる。
- ④ 学びのプロセスを児童・生徒自身で記述し、蓄積した記録を振り返ることができるように、各学年ごとにキャリアパスポートを作成。その情報を確実に次学年へ移行させる。また中学校への児童理解の手立てとして確実に情報提供を行う。